

## 朝霞市規則第 1 2 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 中「受けさせることと」の次に「し、同号の規則で定める事由は、次に掲げる事由とし、同号の規則で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典と」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 1 9 条の規定による出席停止
- (2) 児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 2 0 条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずるもの

### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。